

&lt;労働者協同組合法制化の実現へ&gt;

## 労働者協同組合の法的規定と協同組合の基本理念

富沢 賢治（東京都／一橋大学教授）

### 1. 協同組合とはなにか

労働者協同組合の法制化にあたって必要とされることは、労働者協同組合の定義とその前提をなす協同組合の基本理念である。

労働者協同組合は従業員が所有し管理する協同組合である。これが労働者協同組合のもっとも簡明な定義である。しかし、これは労働者協同組合の形式的な規定にすぎない。この規定の内容を確定するためには、協同組合とはなにかという点がまずもって明らかにされなければならない。

この問題に関しては現在、国際協同組合同盟（ICA）が「協同組合のアイデンティティに関する声明」を作成中である。その概要は、本誌前号に掲載されている菅野正純「『地域づくり・仕事おこしの協同』に法人格を」に記されている。拙稿では協同組合原則改訂の歴史的背景を補足して、協同組合とはなにかという問題にアプローチしたい。

1844年に設立されたロッチャードル公正先駆者組合はそのすぐれた協同組合原則のために発展していく。1937年にICAが採択した協同組合原則はこのロッチャードル原則を基礎とするものであった。しかし原則は不变のものではなく、時代の変化を鋭敏に取り込んだものでなくてはならない。1966年に国際協同組合同盟はこの37年原則を改訂し、その時代に即した新しい協同組合原則を確定した。

これが現行の原則である。それは、①加入の自由、②民主的管理、③出資金利子制限、④剰余金の配分基準、⑤教育促進、⑥協同組合間協同、という6原則からなっている。

66年に新たに付加されたのは協同組合間協同という原則である。この新原則は、巨大企業、他国籍企業の市場支配という状況下で協同組合運動を

発展させるためには不可欠な原則であった。その意味でこの原則は「20世紀後半を象徴する原則」とも称されている。では、今日の時点で新たに必要とされる原則はどのようなものであろうか。

ICAの原則改訂案はまだ検討委員会で審議中なので、ここでは2月24日付けの最新案を見ることにしよう。

「協同組合のアイデンティティに関する宣言」と題するこの改訂案においては、原則についての記述だけでなく、そのまえに協同組合の定義と評価についての記述が付加されている。

協同組合はつぎのように定義されている。「協同組合は、共同で所有され民主的に管理される事業体を通じて、共通の経済的、社会的あるいは文化的なニーズをみたすために、自発的に結集した組合員の自律的な組織である。」

協同組合の価値についてはつぎのように述べられている。「協同組合は、自助、相互責任、民主主義、平等、公正、連帯という価値を基礎とする。協同組合の活動は、正直、公開、社会的責任、他人への配慮という価値によって導かれる」

協同組合原則に関しては、現行の6原則の内容が若干修正され5原則に集約され、新たにつぎの3原則が付加されている。

「サービスの遂行。市場において協同組合は効率的、競争的に活動しなければならない。協同組合は組合員に（また適切な場合には、その他の人びとに）最良の品質の生産物とサービスを適切な価格で供給する。従業員はよく訓練され、また公平に報酬を受けなければならない。」

「自律。協同組合は組合員が管理する自律的、自助的な組織である。政府やその他の組織と取決めを交わす場合は、協同組合は自由に、そして自律性を確保した条件でこれを行う。」

「コミュニティへの責任。協同組合はそれが存

在しているコミュニティに関心を持つ。環境に配慮し、組合員に受け入れられる政策を通じて、協同組合はコミュニティの持続的発展に努める。」

この 3 原則が今日の協同組合を律する基本原則としてもつ意義ははまことに大きい。「協同組合間協同」が「20世紀後半を象徴する原則」であるとすれば、上記の 3 原則は「21世紀前半を象徴する原則」と評価してもさしつかえなかろう。

## 2. 欧州連合の協同組合政策

以上は協同組合組織自体による協同組合把握であるが、行政組織は協同組合をどう把握しているのであろうか。

最新の事例として欧州連合（EU）の協同組合政策がある。それは、経済の世界化、国境をこえた市場統合という時代の趨勢のなかで協同組合をどう評価するか、という問題を考察するさいに重要な示唆を与えていている。

EU の協同組合政策の特徴は、経済領域を公共経済、私的経済、社会的経済という 3 セクターに分類し、社会的経済の主要な担い手として協同組合を位置づけるところに見られる（詳細については拙稿「EU のエコノミ・ソシアル理解」『経済研究』46巻 2 号、1995年 4 月、また、社会的経済についてはドゥフルニ他編著『社会的経済』日本経済評論社、1995年、を参照されたい）。

EU の政策文書によれば、社会的経済は、公共経済セクターと私的経済セクターと並び、独自の経済セクターを構成する。ある組織が社会的経済セクターに所属するか否かを定める基準は、その組織の組織形態と運営原則の独立性である。社会的経済の組織は経済民主主義の原則にもとづいて組織され運営されている。これらの組織は、社会的目的をもった自立の組織であり、参加の原則（とくに一人一票制）と連帯の原則（メンバー間、組織間、生産者と消費者との連帯など）を基本的な運営原則とする。とりわけ下記の原則が重要視される。

- ① 資本よりも人間を優先させること。
- ② 訓練と教育による人間発達を重視すること。

と。

- ③ 自由意思による結合〔加入・脱退の自由〕
- ④ 民主的運営。
- ⑤ 自律と市民権という価値を重視すること。

これらの組織の取る法的形態は一般に協同組合、共済組織あるいは非営利組織である。

社会的経済の組織はとりわけ過密、過疎、失業、貧困などの社会問題の領域で社会革新の能力を示している。地域社会に深く根ざしているこれらの組織は、EU の関連政策と結びつくことによって地域社会発展の促進効果を發揮しうる。経済発展と社会的進歩という EU の 2 大目標の実現にむかって、これらの組織のための支援政策の強化が必要とされる。

このような政策的見地から EU は現在、協同組合法を制定しようとしている。

以上、ICA による協同組合のアイデンティティの再確立と EU の協同組合政策について述べたが、これらはいずれも、日本での労働者協同組合の法制化にあたって検討の対象とされるべきである。